

警 告 書

第 号
年 月 日

様

栃木県知事



下記1の行為は、栃木県薬物の濫用の防止に関する条例第15条第 号の規定に違反するので、同条例第16条第 項の規定により、下記2の措置をとるよう警告します。

なお、この警告に従わない場合、同条例第17条第1項の規定により、知事指定薬物の製造等の中止等を命ずる場合があります。

記

1 行為

(1) 行為をした者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

(2) 行為の日時

(3) 行為の場所

(4) 行為の内容

2 とるべき措置

広域規制製品所持届

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
氏 名 ⑩
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

広域規制製品の所持について、栃木県薬物の濫用の防止に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

広域規制製品の名称	
広域規制製品の数量	
広域規制製品の入手目的	
広域規制製品の入手方法	
広域規制製品の入手年月日	年 月 日
備 考	

収 去 証

- 1 収去の相手方の住所（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地）
- 2 収去の相手方の氏名（法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名）
- 3 品名及び数量
- 4 収去場所

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例第20条第1項の規定に基づき、上記のとおり収去します。

年 月 日

収去者

所 属

職 名

氏 名

㊞

表

第 号	
身 分 証 明 書	
写 真	所 属
	職 名
	氏 名
	（ 年 月 日生）
	（ 年 月 日生）
<p>上記の者は、栃木県薬物の濫用の防止に関する条例第20条第1項の規定により立入検査等を行う職員であることを証明する。</p>	
年 月 日発行	
栃木県知事 印	

裏

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第15条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは知事指定薬物等を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦8センチメートル、横12センチメートルとする。

（業務用）